

議案第64号

幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

幕別町印鑑登録及び証明に関する条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 前項の印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製することができる。

第13条の見出しを「(印鑑登録証明書の交付)」に改め、同条中「印鑑登録原票の写し」の次に「(第7条第2項の規定により磁気ディスクにより調製された印鑑登録原票に登録している印影をプリンターで打ち出し、氏名、生年月日及び住所を記載したものを含む。以下「印鑑登録証明書」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を使用して、多機能端末機（本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。